

ご確認ください！（救急業務としての転院搬送の要件）

● 119番をする前に、もう一度チェック！

★ 下記の要件を全て満たした場合、救急業務に該当するので、救急車での搬送（緊急走行）が出来ます。

【転院搬送の要件】

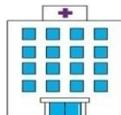
- ① 緊急にその医療機関へ搬送する必要がある患者さんである。
- ② ほかの専門の医療機関において治療の必要がある。
- ③ 消防機関の救急車以外に、適当な搬送手段がない。

※ 転院搬送時は、搬送元の医師等が添乗し、搬送中の患者さんの病態管理を行う必要があります。

● こんなケースはどうなんだろう？

★ 次のようなケースは、救急業務に該当しないため、救急車での搬送（緊急走行）は行えません。

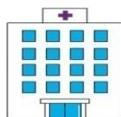
【ケース1】 検査・治療後の転院



検査、治療が終了した後のかかりつけ病院等への搬送
《例》 三次医療機関 から二次医療機関等への下り搬送



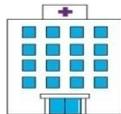
【ケース2】 手術等のための転院



緊急性のない検査、治療や手術を受けるための搬送
《例》〇〇月△△日に手術予定のため……など



【ケース3】 リハビリのためやかかりつけ医への転院



リハビリのためやかかりつけ入院のための搬送
《例》◇◇病院でのリハビリ治療のため……など



★ 医療機関所有の救急車、患者搬送事業者又はタクシー等をご利用下さい。

● 医師・看護師が同乗できないときは？

★ 当該医療機関の診療に支障がある等の理由で医師・看護師が救急車に同乗できない時は・・・、下記の要件に全て該当する場合に限り、「医師等の同乗なし」でも転院搬送を行います。

【該当要件】

- ① 患者さんの容態が安定し、搬送途上における病態管理の必要ないと医師が判断した。
- ② 医師等が同乗しないことについて、患者さん本人又は家族の同意がある。
- ③ 搬送先医療機関の医師も了解している。

救急車の要請手順

救急要請は、119番通報と並行して文書「転院搬送依頼書」での要請方式とします。

- ① 「転院搬送依頼書」に必要事項を記入し、FAXで消防局通信指令センターへ送信したあと、
- ② 119番通報を行ってください。
- ③ 「転院搬送依頼書」原本を、到着した救急隊員へ手渡してください。

※ FAX送信する暇がない場合は、省略できます。（原本を救急隊員へ手渡してください。）

● 鹿児島市の転院搬送の現状は！

・転院搬送の占める割合（令和6年中）

9.3% > 7.5%
鹿児島市 全国平均

令和6年中における救急出場件数は**38,648**件で、前年比の**0.3%**増となっています。そのうち「転院搬送」の占める割合は、**3,609**件（**9.3%**）で、「急病」の25,987件（67.2%）、「一般負傷」の5,568件（14.4%）に次いで、**第3位**となっています。



★ 救急車の適正利用に、ご協力をお願いします。

問い合わせ先 鹿児島市消防局 救急課（TEL：099-222-0240）